

提 案 書

(子育て支援編)

~ 働く子育て世代を支援します。 ~

平成22年3月

藤井寺改革・創造チーム

目次

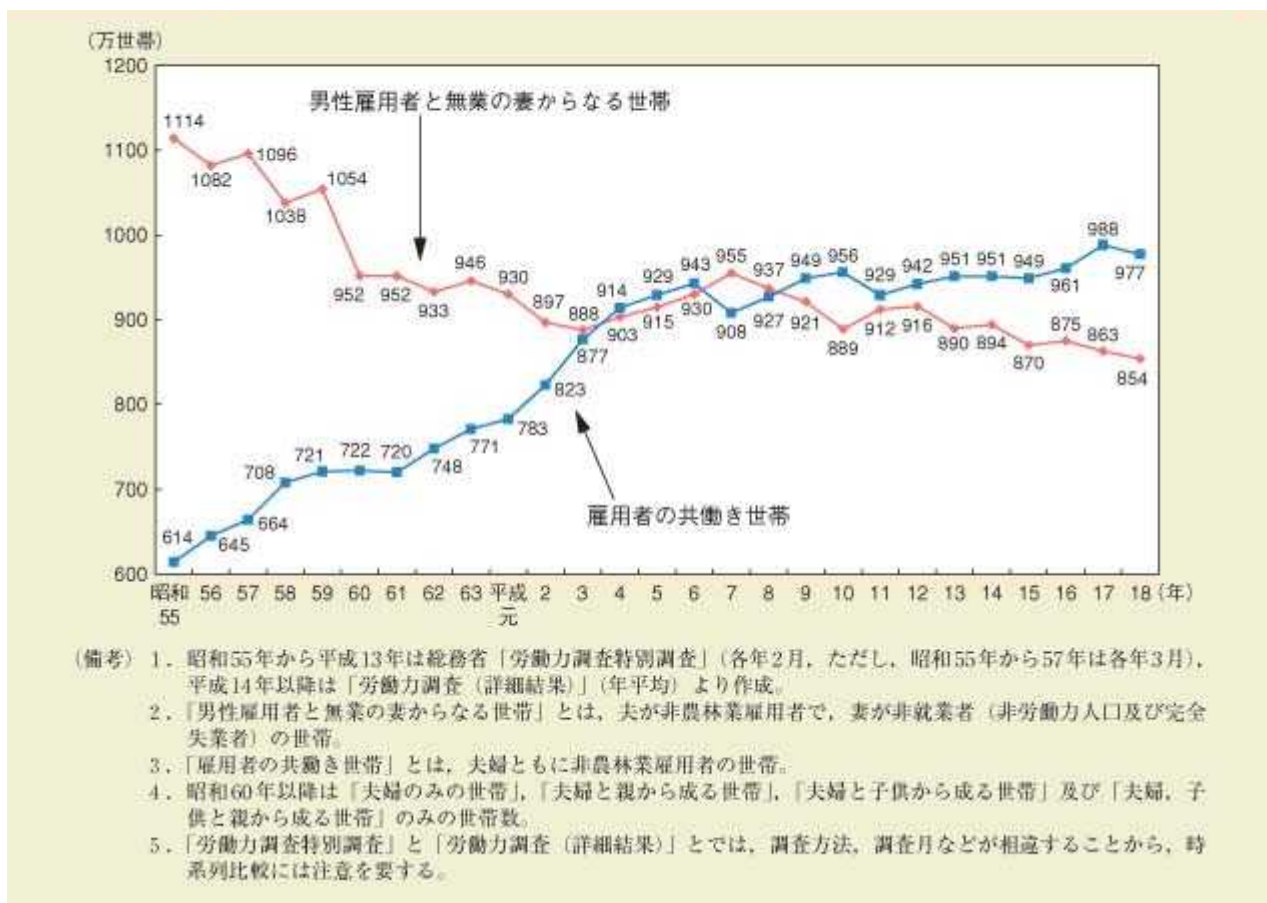
1 . ~はじめに~	1
2 . ~提案にあたって~	2
3 . 保育所について	5
提案 : 保育所行事へ参加する保護者への配慮	5
提案 : 便利な民間サービスの活用	7
4 . 学校給食について	8
提案 : 小学校給食における保護者への配慮	9
提案 : 中学生をもつ保護者への配慮	10
5 . ~最後に~	11

1. ～はじめに～

子育て世代の家庭、いわゆる小学校未就学児や小学生、中学生などの子供がいる家庭の状況は、近年、女性の積極的な社会参加により夫婦ともが働く「共働き家庭」の増加や母子家庭の増加などにより、子育て世代の家庭における父親や母親にかかる家事等の負担が重くのしかかり、日常生活にゆとりがもてなくなっている現状ではないかと思われます。(参考：表1 共働き等世帯数の推移)

藤井寺市ではこのような仕事と家庭の両立で大変な「働く子育て世代」を助けるために、様々な支援を提案しようとするものです。

表1 共働き等世帯数の推移(男女共同参画白書 平成19年版より)



2. ～提案にあたって～

「働く子育て世代」の支援を提案するにあたっては、まず、市長マニフェストで掲げられている項目について、具体的に検討を行いました。しかしながら、検討を進める中で、既に一定の措置を行いこれ以上の効果が期待できない項目や、需要が見込めない等により、現状を勘案したところ、提案にまで発展するのは難しく、結果的には、各項目について現状整理として留めたところです。

検討した各項目については次のとおりです。

保育所の延長保育について

保育所では、基本保育時間（午前9時から午後5時）で保育を行い、この時間帯を超える場合は時間外保育時間（午前7時30分から及び午後6時30分まで）保育を行っています。しかしながら、保護者の中には、常に仕事が終わってから保育所へ迎えに行ける時間が7時を過ぎる方や突発的な残業等により終業時間が遅くなる方もおり、時間外保育時間でも迎えに行けなかったりする場合も多いかもしれません。

現在、時間外以上に延長して保育を行っている市内の保育所は、市立では、第3保育所と第4保育所の2ヶ所が午前7時から午後7時まで。民間では、ひかり保育園、ラミー保育園、惣社保育園の3ヶ所が午前7時から午後7時または午後7時30分まで行われています。市立第3保育所と市立第4保育所で実施されているのは、藤井寺市の東地区と西地区それぞれに配慮し、また、利便性を考慮して駅に近い保育所を設定しているものです。

しかしながら、延長保育の平成20年度の調査では、1日平均利用者数（市立保育所1所あたり）が1.43人と予想を下回る状況です。このような現状で時間外保育の時間延長や施設拡大をしたところで、大きな効果が得られるとは考えにくく、費用対効果を踏まえると、延長保育の利用においては一定、満たされている現状ではないかと考えられます。

2人目以降の保育料の軽減について

少子化社会が進行する中で、行政としては2人目、3人目となる子どもへの支援を進めていかなければなりません。

そこで、保育所に2人以上の子どもを預けるにあたっての保育料については、2人目が1人目保育料の2分の1。3人目以降は保育料が無料としており、藤井寺市では既に一定の軽減措置を行い、支援しているものと考えられます。

放課後児童の時間延長について

保育所の延長保育と同様、放課後児童においても、仕事により帰宅が遅い保護者から利用時間延長を望む声が多いかもしれません。

放課後児童は午後5時までから平成19年度より午後6時まで時間の延長行っていますが、現利用者についての延長の利用者はほとんどなく、午後7時までの時間延長を行ったとしても利用者は少数であると思われ、利用時間の要件については一定、満たされている現状ではないかと考えられます。

また併せて、放課後児童の年齢引き上げについても検討しました。放課後児童については国のガイドラインに沿って実施されており、ガイドラインによると対象者は概ね小学3年生までと定められ、年齢を引き上げての実施となると、実施分の負担は市の負担となってしまいます。また放課後児童は各小学校の空き教室を利用して行われており、各施設に小学6年生までを受け入れるスペースがないことから、施設拡張に伴う費用対効果など総合的に判断すると現実的ではないと考えられます。

保育所と幼稚園の一元化について

保育所と幼稚園の一元化。いわゆる、認定こども園の設置を考えるものです。この保育所と幼稚園を一元化しようとする背景には、保護者の就労の有無で保育所と幼稚園に区別、限定されてしまうことや、少子化が進む中で保育所と幼稚園が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいことなどの課題が指摘されることから、保育所と幼稚園の制度の枠組みを越えて、社会環境の変化に対応して設置していこうとするものです。

藤井寺市の場合では、地域に一定、均一に保育所と幼稚園が配置されていることから、保育所と幼稚園が連携して一体的な運営を行う幼保連携型の認定こども園が想定されます。しかしながら、一体化を考え、新規施設を建設するとなれば多額の財政負担を要し、既存施設を利用するとなっても老朽化やスペース上で問題があるなど、実現に向けての課題が数多く指摘されます。

このようなことから、認定こども園については国及び近隣市等の動向をもうしばらく見据え、一方で今後の職員採用には保育士資格と幼稚園教諭免許を併有する職員を採用するなど、対応に向けての準備も行いつつ、長期的な視点で今後も継続的に検討を行う必要があると考えられます。

認定こども園は・・・(理念)

保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。

集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。

待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用。

充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援。

~そこで~

「働く子育て世代」の方々が働きながらも、父親として、母親として、子育てをしていくことができるよう藤井寺市が支援していくためには、まず、この世代に関わる藤井寺市の施策、事業を現時代に即した方向へ改善、向上させることが有効です。その有効策として、市立保育所と学校給食にスポットを当てて、提案を行います。

3. 保育所について

～考え方～

小学校未就学児を働きながら子育てするには、安心して子供を預けられる保育施設の存在が最も重要です。保育所といえば、待機児童の問題が大きな社会問題となっています。藤井寺市の現状については、市立保育所の7ヶ所と民間保育所の3ヶ所での定員に対し、待機児童数が完全に解消されている訳ではありません（参考：表2 待機児童数の推移）が、需要に対しては一定、満たされている現状ではないかと考えられます。そこで、保育所においては、次の点について検討し、提案を考えてみたいと思います。

表2 待機児童数の推移（全国子育てネットワークよりホームページより抜粋）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
合計	18	14	19	4	16

提案：保育所行事へ参加する保護者への配慮

保護者が出向く保育所行事には、入所式から始まり、運動会や保護者懇談や参観日などがあり、定期的に保育所と保護者が接する機会を促す行事が保育所では実施されています。保護者としては、日常、子供を保育している保育士と接したり、保育所での子供の様子を見れる楽しみな機会であります。（参考：表3 市内保育所の行事予定一覧）

しかしながら、秋の土曜日に開催される運動会を除き、大抵の行事は平日に実施されているのが現状です。そのため、保護者はその度に仕事を休んで保育所へ出向くことになり、このことが負担となり、参加したくても参加できない方も多いのではないかと考えられます。また、毎年度末（3月下旬）には保育所の新年度準備のために、子供をできる限り各家庭で見えていただくように促す保育協力日が1日あります。世間一般的に多忙な年度末の時期に仕事を休むことは大きな弊害となり、対応に苦しんでいる保護者も多いのではないかと考えられます。

そこで、次のとおり提案します。

「保護者懇談や参観日、年度末の保育協力日などの行事をできる限り平日から休日に変更して実施すること。」

各種行事を平日から休日に変えて実施すれば、保育所職員が本来の休日に出勤することになり、その休日出勤の振替休が十分に取得できるかといった問題もあります。しかしながら、これが実現すれば参観などの行事により多くの保護者が参加でき、保護者の負担軽減とサービス向上につながります。

保育所職員においても例外なく、多様な保護者要望の対応に苦慮しているものと考えられますが、従前の慣例的な考えに縛られずに柔軟かつ流動的な体制で対処して検討をお願いしたいものです。

表3 市立保育所の行事予定一覧

4月	<u>入所式</u>	よもぎ団子	5歳児遠足			
5月	こどもの日の集い	3歳児マイクロバス遠足	4歳児遠足			
6月	<u>保育参観</u>	カレー作り	プール開き			
7月	七夕まつり	夏まつり	5歳児市民プール			
8月	10日～14日	プール休み				
9月	プール大会					
10月	<u>運動会</u>	2歳児マイクロバス	3歳児遠足	4歳児遠足	5歳児遠足	
11月	4、5歳児遠足	焼き芋大会	いも汁作り	交通安全教室		
12月	ごっこ遊び	餅つき	クリスマス会			
1月	鏡開き	5歳児陶芸教室				
2月	節分	作品展	<u>保育参観</u>			
3月	ひなまつり	5歳児遠足	3～5歳児遠足	茶話会	<u>修了式</u>	

二重線は保護者参加事業

提案　：便利な民間サービスの活用

保育所に子供を預けるにあたっては、子供のお昼寝用の布団を保護者が用意しなければなりません。衛生上の観点から、週の終わりには布団を各家庭に持って帰り、日曜日に布団の天日干しと布団カバーを洗濯し、週の初めには保育所へ持って行くのが通常となっています。

しかしながら、自転車で通所している保護者であって子供が2～3人程いる場合、週の初めは毎日の着替えの荷物の他、布団を含めると大量の荷物となり、送迎には困難を極めます。少しでも荷物が減らせれば負担が減るのにと感じている保護者もいるのではないかと思います。

そこで、次のとおり提案します。

「要望に応じて、お昼寝布団のレンタル制を実施すること。」

考えられるのは、布団レンタル、いわゆる、定期的に（月1回程度）布団を洗濯乾燥し、また、シーツも週末に回収及びクリーニングをして週明けに配達してくれる専門業者と各保育所又は子育て支援課が契約を行い、これを必要とする保護者のみが有料で利用するものです。これにより、保護者は家事の負担が軽減され、また、荷物が減ることで送迎の際の危険性も減少することを考えれば、具体的に検討をお願いしたいものです。

参考：費用について簡単に調べたところ、布団の洗濯乾燥回数によるが、1人（1セット）1月あたりで2～3千円程度の費用負担となる見込み。

4．学校給食について

～考え方～

現在、小学生の昼食は学校給食が実施されています。学校給食は、子どもたちが単に食事をする場でなく、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習（食育）の場としても重要な役割を担っています。また、保護者にとっても、子どもが小学校で適切な栄養バランスの昼食を摂ることができ、成長過程に見合った食生活を学校で過ごしていると安心できることから、学校給食は子どもたちにとっても、保護者にとっても、とても重要な役割を果たしていると考えられます。

一方、中学生の昼食は学校給食ではなく、各家庭から持参する弁当もしくは学校購買によるパン、おにぎり等を昼食にしています。毎日、朝早くから真心込めて保護者が子どもたちにお弁当を作ることで、子どもたちへの教育的な部分、親の愛情を感じられる意味においても、子どもたちの成長に大きな意義を持つものではありませんが、食生活の面から考えると、必ずしも生徒一人ひとりが中学校で栄養バランスがコントロールされているとは限りません。また、働く子育て世代の父親や母親にとっては早朝からの弁当の調理に大きな負担を感じているのも確かではないかと思われます。

そこで、学校給食においては、次の点について検討し、提案を考えてみたいと思います。

提案　：小学校給食における保護者への配慮

小学校では夏休み、冬休み、春休みの前後には、いわゆる短縮授業の期間が設定されています。短縮授業期間中のうち、終業式まで、または始業式後の数日は、学校給食が実施されていないのが現状です。そうなれば、子どもが4時間目の授業後に帰宅するので、昼食が必要となり、共稼ぎで保護者不在の家庭ではその子どもの昼食を用意しなければなりません。また、放課後児童へ行かせている児童にあっては、弁当を持参させなければなりません。中学生の場合と同様、弁当の調理はたとえ短期間であっても働く子育て世代にとっては負担となり、また、自宅に昼食を用意する場合でも小学生であるので火元の管理など、何かと心配する面が多いことから、短縮授業の期間中も学校給食を実施して欲しいと感じている保護者もいるのではないかと思います。

そこで、次のとおり提案します。

「短縮時間中においても学校給食を実施すること。」

学校給食は、次世代を担う子供たちに安全かつ安心な食事を安価で提供できるよう市から多額の補助がなされており、数回の回数増加においても多額の費用が必要となります。また、回数増となると、給食費の保護者負担が若干ながら増えてしまいます。昨今の厳しい経済情勢では負担増に慎重な検討が必要です。さらに近年では保護者による給食費の未納が大きな社会問題となっております。この問題は当市においても例外でなく、学校給食の継続そのものについても大変厳しいものとなっております。しかしながら他の近隣市町村では短縮授業の期間中でも給食を実施しているという現状もありますので費用負担等がかかってきますが、前向きに検討をお願いしたいものです。

提案：中学生をもつ保護者への配慮

学校給食は法によれば実施の義務規定はありません。また、大阪府の中学校で学校給食を実施しているのは約20%弱と高い割合ではありません。しかしながら、全国統計では85.8%（公立では91.0%）の中学校で給食が実施され、大阪をはじめ一部の地域を除いては「中学校の学校給食は当たり前」が世間の常識として捉えられている現状ではないかと考えられます。（参考：表4 中学校給食の実施率内訳）

表4 中学校給食の実施率内訳（平成19年度 文部科学省ホームページより抜粋）

区分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計			
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比		
中学校	公立	学校数	10,087	8,123	80.5	65	0.6	992	9.8	9,180	91.0
		生徒数	3,331,218	2,469,324	74.1	14,298	0.4	368,948	11.1	2,852,570	85.6
	国立	学校数	79	16	20.3	-	-	32	40.5	48	60.8
		生徒数	33,228	6,644	20.0	-	-	13,790	41.5	20,434	61.5
	私立	学校数	704	55	7.8	-	-	43	6.1	98	13.9
		生徒数	257,452	14,534	5.6	-	-	9,435	3.7	23,969	9.3
	計	学校数	10,870	8,194	75.4	65	0.6	1,067	9.8	9,326	85.8
		生徒数	3,621,898	2,490,502	68.8	14,298	0.4	392,173	10.8	2,896,973	80.0

働く子育て世代にとっては、子どもが小学生から中学生になれば、早朝に弁当を調理しなければならない家事が増えしまいます。しかし、保護者の多くは、自身も中学生の頃に毎日弁当を作ってもらい、今、改めてその苦勞の有り難さを再認識し、今度は我が子に思っている方も多いかもしれません。一方で、前述のとおり昔に比べ共稼ぎ家庭の割合が増加し、時代背景が変化してきていることも考えなければなりません。

仕事と家事の両立で大変苦勞している中で、学校ではパン、おにぎりが購入できるので、それで済ましてもらえば負担が減ると感じながらも、成長著しい中学生の食生活を考えれば無理を押しつけて栄養バランスのある弁当を調理し、日々の生活に心身とも疲勞を感じている保護者も多いのではないかと考えられます。

そこで、次のとおり提案します。

「中学校において、給食制を導入すること。」

実施に当たっては専門業者による宅配弁当を希望者のみ、あるいは全校生徒を対象として実施する方法。（スクールランチと題して、希望者のみを対象とし

て実施している中学校も多くある。)または、小学校と同様に学校給食を実施する方策が考えられます。

宅配弁当となれば、価格、内容とも優良な専門業者の有無。また、これを希望者のみ実施した場合、ある自治体によると希望者が年々減少したため、採算の問題から専門業者の事業撤退とのケースもあるようです。

これらのことから、専門業者への委託は、業者選定や事業継続性の問題、利用料金の問題から課題が多いため、小学校と同様、学校給食組合による給食が最も有効な策かと考えられます。

問題となるのは、給食数が増えることで、給食費の負担や学校給食組合の施設拡張・職員の負担増加・受入れ施設側(中学校)の設備整備など、財政的には大きな負担が伴ってします。しかしながら、取り急ぎ1つの中学校から実施し、状況を勘案しながら段階的に事業を拡大していくなど、子どもの適正な食習慣の向上・保護者の負担軽減のために多様に且つ、長期的に検討をお願いしたいものです。

5. ~最後に~

今回の検討にあたっては、メンバー一人ひとりが市民、いわゆる「働く子育て世代」の父親や母親の立場に立って考え、忌憚のない意見交換からスタートして提案しているものです。保育所や学校給食の業務を経験したことのないメンバーによる提案となるので、事業内容の精査や調査が不十分な点が多いかと思いますが、この提案によって、少しでも「働く子育て世代」の負担を軽減し、生活にゆとりがもてるよう、効果を期待して提案したものです。